

大学機関別認証評価

自己評価書

令和6年6月

放送大学

目 次

I	大学の現況、目的及び特徴	1
II	基準ごとの自己評価	
	領域1 教育研究上の基本組織に関する基準	4
	領域2 内部質保証に関する基準	8
	領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準	19
	領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準	27
	領域5 学生の受入に関する基準	32
	領域6 教育課程と学習成果に関する基準	36
	基準の判断 総括表	36
	教養学部	37
	文化科学研究科	57

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

(1) 大学名 放送大学

(2) 所在地 千葉県千葉市

(3) 教育研究上の基本組織

学士課程	教養学部
大学院課程	文化科学研究科

(4) 学生数及び教員数（令和6年5月1日現在）

学生数（令和6年度1学期）	学部78,746人、大学院3,528人
教員数	専任教員数：89人

2 大学等の目的

1 本学の成立の歴史と法的根拠

本学の原点は、1967（昭和42）年の社会教育審議会に対する文部省（現文部科学省、以下同じ）の諮問「映像放送およびFM放送による教育専門放送のあり方について」に求めることができる。社会教育審議会は1969（昭和44）年、この諮問に対して答申を行った。答申は、大学、教育委員会等が運営に当たる非営利の教育専門放送局を設置すること、そのためにUHF及びFMの周波数を一定枠確保することを提言した。文部省はそれを受け、郵政省（現総務省、以下同じ）との間に、放送による新しい大学の設立に関する協議会を設け、さらに「『放送大学』の設立について」を発表した。これが今日の本学の原形を決めた実質的な出発点である。そして1976（昭和51）年、文部省大学設置審議会大学基準分科会に「大学通信教育・放送大学特別委員会」が設置され、更に参議院・衆議院の国会審議等を経て、1981（昭和56）年「放送大学学園法」が公布・施行された。この法律は、2002（平成14）年に改正され、新たに「放送大学学園法」が公布され、2003（平成15）年に施行された。

2 本学の使命・目的

本学は「大学教育の機会に対する広範な国民の要請にこたえとともに、大学教育のための放送の普及発達を図ること」を目的とする放送大学学園法が、「放送による授業を行うとともに、全国各地の学習者の身近な場所において面接による授業等を行うこと」を目的として設置した大学である。

上記の目的を踏まえ、本学は、放送大学学則において、大学の目的を「各専門分野における学術研究を通じて新しい教養の理念を追求し、放送を活用して大学教育を行い、併せて広く生涯学習の要望に応えること」と定めている。

更に本学は、「いつでも、どこでも、誰でも」学べる大学を標榜し、放送等の授業を通じて遠隔教育を推進する使命を有しており、中長期的な将来ビジョンを示すものとして、学長のリーダーシップの下、2021（令和3）年度に「教学Vision2027」を策定し、次のような具体的な基本理念と社会的使命（ミッション）を掲げている。

基本理念：ひとりひとりに最適な学びを放送大学から

社会的使命：

- ①人生100年時代における生涯学習を広汎かつ多様に支援する
- ②職能開発・キャリアアップのための多様なリカレント教育機会を提供する
- ③人々に広く学位取得への道を開放する
- ④学術研究の推進と教育イノベーションにより高等教育の内容的および方法的進歩に寄与する

これらの使命・目的を未来に向けて更に豊かに実現するために、「教学Vision2027」においては、本学が目指すべき方向と実現すべき課題として、以下の4つのマスタープランを定め、現在及び将来における本学が目指すものを示している。

- I 社会と時代の要請に応える教育改革
- II 教育DXの推進とデジタルデバイドの解消
- III 研究する大学としての機能の充実
- IV 連携機能の充実と社会貢献

3 特徴

本学は1981（昭和56）年に公布・施行された「放送大学学園法」に基づいて1983（昭和58）年4月に設置され、1985（昭和60）年4月から学生の受け入れを開始した。開学以来、

- （1）生涯学習機関として、広く社会人等に大学教育の機会を提供すること
- （2）新しい高等教育システムとして柔軟かつ流動的な大学進学を保障すること
- （3）既存大学との連携協力を深め、単位互換の推進、教材活用の普及等により、わが国の大学教育の改善に資すること

を基本方針として運営してきた。具体的には、テレビ、ラジオ等の放送・通信手段によって、教養形成と職業的知識の拡大・強化を目指して高等教育、生涯学習支援に取り組んできた。

本学は教養学部教養学科という1学部1学科のみからなる単科大学である。しかしながら、教員の学問領域の広がり是一般の総合大学に匹敵し、人文・自然・社会のすべての分野が網羅的に含まれている。現在、豊かな教養を培うとともに、実社会に即した専門的学習を深められるよう学科の下に「生活と福祉」「心理と教育」「社会と産業」「人間と文化」「情報」「自然と環境」の6つのコースを設けている。

学生の種類は卒業を目指す「全科履修生」、1年間在学する「選科履修生」、1学期（6ヶ月）間在学する「科目履修生」、単位互換協定に基づいて受け入れる「特別聴講学生」、学期内のある特定の期間、特定の授業科目を履修する「集中科目履修生」があり、学生のニーズに対応した学び方が可能となるようにしている。

大学院は、文化科学研究科文化科学専攻の1研究科・1専攻（修士課程・博士後期課程）で構成している。修士課程は2001（平成13）年に設置され、2002（平成14）年4月に学生の受け入れを開始し、現在、専攻の下に「生活健康科学」「人間発達科学」「臨床心理学」「社会経営科学」「人文学」「情報学」「自然環境科学」の7プログラムをおき、学部との整合性を高め、学部から大学院への進学が円滑に行われるように配慮している。博士後期課程は2014（平成26）年度に設置され、2014（平成26）年10月から学生の受け入れを開始している。2018（平成30）年6月に、博士後期課程に新たに「情報学」プログラムを加え、現在では、専攻の下に「生活健康科学」「人間科学」「社会経営科学」「人文学」「情報学」「自然科学」の6プログラムをおき、さらなる専門性の深化を図るための教育・研究環境を提供している。

また、現在までに全都道府県に合計50の学習センター及び学習センターに準ずる施設である7カ所のサテライトスペース、さらには放送教材の視聴等ができる施設として全国45ヶ所に再視聴施設を設置し、遠隔地学生の学習環境を充実させてきた。開学以来、延べ182万人以上の学生が学び、学部においては約13万人の卒業生を送り出してきた。大学院の修了生は約7千人に達している。

2015（平成27）年度からは、従来の放送による授業方法に加えて、ICTを活用し双方向的に学生指導を行う授業方式である「オンライン授業」を配信開始し、さらには新型コロナウイルス感染症拡大による「新しい生活様式」への変化に対応することも含め、2021（令和3）年度からWeb会議システムを利用した授業と、オンライン授業の利点を活かした新たな授業形態である「ライブWeb授業」を開始している。

以上のように、本学は日本の大学教育におけるICT活用教育の推進を図るとともに常に全国民に開かれた、身近な生涯学習機関として教育研究の推進と学生へのサービスの向上に取り組んでいる。

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域1 教育研究上の基本組織に関する基準

：「該当なし」

基準1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-1-1] 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること	・自己評価書の「Ⅰ 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要		
	・前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第2号（その1の1）基本計画書）		
	・共同教育課程等を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料		
	・文部科学大臣の認定を受けている法曹養成連携協定がある場合は、大学間で取り交わされた有効な協定書		
	・大学設置基準第57条等により、教育課程等に関する事項の改善に係る先導的な取組に関する特例の認定を受けている場合は、申請書（様式1）、申請計画書（様式2）、教育課程等特例認定大学等の認定等に関する規程第1条各号（第4号及び第5号を除く。）に掲げる基準に適合することを証する書類（様式3）、及び認定結果通知		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1－2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目1－2－1】 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること	・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式 様式1		
	※基幹教員制度を導入している場合 ・認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
【分析項目1－2－2】 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと	・教員の年齢別・性別内訳（別紙様式1－2－2）		
	1-2-2 教員の年齢別・性別内訳		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目1－2－2】令和5年度学校基本調査における大学教員の女性比率は27.2%、一般社団法人国立大学協会の調査における国立大学における教員の女性比率は19.3%となっている。本学の女性比率は23%となっており、性別の構成について著しく偏っているという状況ではない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目1-3-1] 教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること	・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式1-3-1）		
	1-3-1 教員組織と教育組織の対応表		
	・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則	第9条、第10条	
	1-3-1-02 放送大学学則	第2条の2、第4条、第5条～第5条の4、第8条	
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第6条第2項	
	1-3-1-04 コース主任規程	第2条、第3条、第5条	
	・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定）		
	1-3-1-01 放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則	第9条～第18条	再掲
	1-3-1-02 放送大学学則	第2条の2、第4条、第5条、第8条～第11条	再掲
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第6条第2項、同条第3項	再掲
	1-3-1-04 コース主任規程	第2条、第3条、第5条	再掲
	・責任者の氏名が分かる資料		
	1-3-1-05 コース主任・プログラム責任者一覧		
	1-3-1-06 教学執行部一覧		
[分析項目1-3-2] 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-2）		
	1-3-2 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・教授会等の運営規定等		
	1-3-1-02 放送大学学則	第10条、第11条	再掲
	1-3-2-01 放送大学学園寄附行為	第30条	
	1-3-2-02 放送大学教授会規程		
	1-3-2-03 〔教授会〕議事内容一覧		
	1-3-2-04 放送大学評議会規程		
	1-3-2-05 評議会議事一覧		
	1-3-2-06 教授会から各種委員会に議決を委任する審議事項についての申合せ		
	1-3-2-07 放送大学教授会（2023年度第7回）議事次第	4.(1)	
	1-3-2-08 放送大学教授会（2023年度第7回）議事要旨	6.(1)	
	1-3-2-09 教務委員会（2023年度第8回）議事次第	IV.2	

【分析項目1-3-3】 全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること	・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式1-3-3）		
	1-3-3 規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧		
	・運営規定等		
	1-3-1-02 放送大学学則	第10条、11条	再掲
	1-3-2-01 放送大学学園寄附行為	第30条	再掲
	1-3-2-02 放送大学教授会規程	第2条、第3条	再掲
	1-3-2-04 放送大学評議会規程	第2条、第4条	再掲
	1-3-3-01 放送大学教育研究活動委員会規程	第2条、第3条	
	1-3-3-02 放送大学連携企画委員会規程	第2条、第3条	
	1-3-3-03 放送大学公認心理師教育企画運営委員会規程	第2条、第3条	
	1-3-3-04 放送大学社会教育主事講習運営委員会規程	第2条、第3条	
	1-3-3-05 放送大学障害学生支援に関する委員会規程	第3条、第4条	
	1-3-3-06 放送大学学園インターネット配信公開講座委員会規程	第2条、第3条	
	1-3-3-07 放送大学学園放送番組編成制作委員会規程	第2条、第3条	
	1-3-3-08 放送大学学園放送番組委員会規程	第2条、第3条	
1-3-3-09 放送大学試験委員会規程	第2条、第3条		
1-3-2-03 〔教授会〕議事内容一覧		再掲	
1-3-2-05 評議会議事一覧		再掲	
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

：「該当なし」

基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-1-1] 大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること	・内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）		
	2-1-1 内部質保証に係る責任体制等一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-01 放送大学自己点検・評価委員会規程		
	2-1-1-02 放送大学における自己点検・評価の基本方針	第3条第1項、第4項	
	2-1-1-03 放送大学における教育の内部質保証に関する方針	第1条、第3条	
	2-1-1-04 放送大学における内部質保証体制		
	2-1-1-05 教育課程に関する内部質保証のための実施要領		
	2-1-1-06 学生支援に関する内部質保証のための実施要領		
	2-1-1-07 学生受入に関する内部質保証のための実施要領		
	2-1-1-08 教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領		
[分析項目2-1-2] それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること	・教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2）		
	2-1-2 教育研究上の基本組織一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 放送大学における教育の内部質保証に関する方針	第2条第4項、第3条第3項	再掲
	1-3-1-04 コース主任規程	第3条第1項第1号	再掲
	・評価実施年度における当該共同学科等の教育課程に関する報告書（関与するすべての大学の名称で作成されたもの）		
[分析項目2-1-3] 施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体制を整備していること	・質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）		
	2-1-3 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-03 放送大学における教育の内部質保証に関する方針		再掲
	2-1-1-04 放送大学における内部質保証体制		再掲
	2-1-1-08 教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-1-09 教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-1-10 教育設備（ICT環境）に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-1-06 学生支援に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-1-07 学生受入に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-3-01 放送大学学生委員会規程		
	2-1-3-02 放送大学図書情報委員会規程		
	2-1-3-03 放送大学学園情報戦略本部の設置について		
	1-3-3-09 放送大学試験委員会規程		再掲

【分析項目2-1-4】 研究活動、地域貢献活動又は教育の国際化の組織的取組が行われている場合には、その 質保証について責任をもつ体制を整備していること（より望ましい取組として分析）	・研究活動、地域貢献活動及び教育の国際化の組織的取組の質保証について責任をもつ体制への 構成員等の一覧（別紙様式2-1-4）		
	・明文化された規定類		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-1-1】根拠資料2-1-1-04は学内の自己点検・評価の各種規程類の文章を図にしたもので、作業フローや関係者の位置づけの理解のために、学内説明用として作成した資料である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-2 【重点評価項目】内部質保証のための手順が明確に規定されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-2-1] それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること (1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること (2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること (3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-03 放送大学における教育の内部質保証に関する方針	第3条第1項	再掲
	2-1-1-05 教育課程に関する内部質保証のための実施要領	5	再掲
[分析項目2-2-2] 教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断を行うことが定められていること	・ 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-2）		
	2-2-2 教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
[分析項目2-2-3] 施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること	2-1-1-05 教育課程に関する内部質保証のための実施要領	3、5	再掲
	・ 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧（別紙様式2-2-3）		
	2-2-3 自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-02 放送大学における自己点検・評価の基本方針	第3条第1項、同条第4項	再掲
	2-1-1-03 放送大学における教育の内部質保証に関する方針	第2条、第3条第1項、第4条第3項～第6項	再掲
	2-1-1-06 学生支援に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-1-07 学生受入に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-1-08 教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-1-09 教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領		再掲
	2-1-1-10 教育設備（ICT環境）に関する内部質保証のための実施要領		再掲
[分析項目2-2-4] 機関別内部質保証体制において、関係者（学生、卒業（修了）生、卒業（修了）生の主な雇用者等）から意見を聴取する仕組みを設けていること	・ 意見聴取の実施時期、内容等一覧（別紙様式2-2-4）		
	2-2-4 意見聴取の実施時期、内容等一覧		
	・ 明文化された規定類		
	2-1-1-05 教育課程に関する内部質保証のための実施要領	6	再掲
	2-1-1-06 学生支援に関する内部質保証のための実施要領	6	再掲
	2-1-1-07 学生受入に関する内部質保証のための実施要領	6	再掲
	2-1-1-08 教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領	6	再掲
	2-1-1-09 教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領	6	再掲
	2-1-1-10 教育設備（ICT環境）に関する内部質保証のための実施要領	6	再掲
	2-2-4-01 授業評価実施要領	2～4	

〔分析項目2-2-5〕 機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価を基に受審した第三者評価の結果を含む。）を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること	・検討、立案、提案の責任主体一覧（別紙様式2-2-5）		
	2-2-5 検討、立案、提案の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 放送大学における自己点検・評価の基本方針	第8条	再掲
	2-1-1-03 放送大学における教育の内部質保証に関する方針	第5条	再掲
	2-1-1-05 教育課程に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-06 学生支援に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-07 学生受入に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-08 教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-09 教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-10 教育設備（ICT環境）に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-2-4-01 授業評価実施要領	4	再掲
〔分析項目2-2-6〕 機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること	・実施の責任主体一覧（別紙様式2-2-6）		
	2-2-6 実施の責任主体一覧		
	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 放送大学における自己点検・評価の基本方針	第5条第3項～第6項、第6条	再掲
	2-1-1-03 放送大学における教育の内部質保証に関する方針	第5条	再掲
	2-1-1-05 教育課程に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-06 学生支援に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-07 学生受入に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-08 教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-09 教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-10 教育設備（ICT環境）に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
〔分析項目2-2-7〕 機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること	・明文化された規定類		
	2-1-1-02 放送大学における自己点検・評価の基本方針	第5条第3項～第6項、第6条	再掲
	2-1-1-03 放送大学における教育の内部質保証に関する方針	第5条第4項～第6項	再掲
	2-1-1-05 教育課程に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-06 学生支援に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-07 学生受入に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-08 教育施設・設備に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-09 教育施設・設備（附属図書館）に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲
	2-1-1-10 教育設備（ICT環境）に関する内部質保証のための実施要領	4	再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-2-4】各学習センターにおいて学生から上がった声をもとに担当部署及び各委員会で意見の反映に向けて随時取り組んでいる。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-3-1] 自己点検・評価の結果を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果を上げていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること	・計画等の進捗状況一覧（別紙様式2-3-1） 2-3-1 計画等の進捗状況一覧		
[分析項目2-3-2] 機関別内部質保証体制の中で、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等		
[分析項目2-3-3] 機関別内部質保証体制の中で、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）	・該当する報告書等 ・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。		
[分析項目2-3-4] 質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）	・該当する第三者による検証等の報告書		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目2-4-1】 学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 放送大学学則	第10条	再掲
	1-3-2-04 放送大学評議会規程	第4条第2項第3号	再掲
	・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料		
	2-4-1-01 放送大学評議会（2018年度第3回）議事要旨	5 議事（3）	
2-4-1-02 放送大学評議会（2018年度第3回）議事次第及び関係資料			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目2-5-1] 教員の採用及び昇格等にあたって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること	・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1）		
	2-5-1 教員の採用・昇任の状況(過去5年分)		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-01 放送大学の教員の人事の基準に関する規程	第3条～第8条	
	2-5-1-02 教員の採用のための選考についての申合せ		
	2-5-1-03 教員の公募に関する申合せ		
	2-5-1-04 放送大学の教員昇任選考の手続等に関する内規		
	2-5-1-05 教授昇任選考についての申合せ		
	2-5-1-06 放送大学教員評価実施規程		
	1-3-2-02 放送大学教授会規程	第3条第2項第8号	再掲
	1-3-2-04 放送大学評議会規程	第4条第1項	再掲
	・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	1-3-2-03 [教授会] 議事内容一覧		再掲
	1-3-2-05 評議会議事一覧		再掲
	2-5-1-07 第1回業績評価部会議事次第		
	2-5-1-08 第2回業績評価部会議事次第		
	2-5-1-09 第3回業績評価部会議事次第		
	・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料		
	1-3-2-03 [教授会] 議事内容一覧		再掲
	2-5-1-07 第1回業績評価部会議事次第		再掲
	2-5-1-08 第2回業績評価部会議事次第		再掲
	2-5-1-09 第3回業績評価部会議事次第		再掲
	2-5-1-10 大学院博士後期課程における設置計画履行状況等調査終了後の主研究指導担当教員の決定について		
	1-3-2-05 評議会議事一覧		再掲

[分析項目2-5-2] 教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること	・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2）		
	2-5-2 教員業績評価の実施状況		
	・明文化された規定類		
	2-5-1-06 放送大学教員評価実施規程	第5条、第6条第1項、第8条、第9条第4項	再掲
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-2-01 放送大学教員業績評価マニュアル 2-5-2-02 放送大学教員業績評価審査結果（通知）	p4	
[分析項目2-5-3] 評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること	・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3）		
	2-5-3 評価結果に基づく取組		
	・反映される規定がある場合は明文化された規定類		
	2-5-3-01 放送大学の教員の再任の手續等に関する内規	第4条～第7条	
	2-5-3-02 放送大学教育研究活動表彰規程	第1条～第5条	
	2-5-3-03 放送大学の教員等の任期に関する規則		
	・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報告書等）		
	2-5-1-06 放送大学教員評価実施規程 2-5-2-01 放送大学教員業績評価マニュアル	第5条～第9条	再掲 再掲
[分析項目2-5-4] 授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント（FD）を組織的に実施していること	・FDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）		
	2-5-4 FDの内容・方法及び実施状況一覧		
	2-5-4-01 FD講演会開催案内 メールの印刷		
	2-5-4-02 2023年度新規採用教員研修次第		
	2-2-4-01 授業評価実施要領		再掲
	2-5-4-03 2023年度専任教員による授業評価の実施について		
	2-5-4-04 「専任教員による授業評価」に係る資料の送付について		
	2-5-4-05 専任教員による授業の評価の実施について		
	2-5-4-06 （2023年度開設科目）評価レポートの作成について（依頼）（センター所長宛）		
	2-5-4-07 （2023年度開設科目）評価レポートの作成について（依頼）（評価者宛） 2-5-4-08 「2023年度授業評価」授業評価レポート集		

〔分析項目2-5-5〕 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が配置され、それらの者が適切に活用されていること	・教育支援者、指導補助者（教育補助者）一覧（別紙様式2-5-5）		
	2-5-5 教育支援者、教育補助者一覧		
	・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 放送大学学園事務組織規程		
	2-5-5-02 組織図（2024放送大学学園要覧）		
	2-5-5-03 2023年度放送大学附属図書館概要		
	・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料		
	2-5-5-01 放送大学学園事務組織規程		再掲
	2-5-5-02 組織図（2024放送大学学園要覧）		再掲
	2-5-5-03 2023年度放送大学附属図書館概要		再掲
	・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置状況、活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-04 大学院教育支援者の取扱いについて	第3条、第7条	
	2-5-5-05 オンライン授業に係る教育補助者に対する謝金支給基準		
	2-5-5-06 オンライン教育補助者について		
	・指導補助者（教育補助者）を配置している場合は、その定義・業務内容や採用等に係る手続きに関する規定、配置状況及び活用状況が確認できる資料		
	2-5-5-04 大学院教育支援者の取扱いについて	第2条～第7条	再掲
	2-5-5-06 オンライン教育補助者について		再掲
	2-5-5-07 教育補助者配置数（2023年度1学期オンライン授業）		
	2-5-5-08 教育補助者配置数（2023年度2学期オンライン授業）		
	2-5-5-09 ライブWeb授業開設要項	第7条第6項	
〔分析項目2-5-6〕 教育活動を展開するために必要な教育支援者や指導補助者（教育補助者）が担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること	・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-6）		
	2-5-6 教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧		
	・指導補助者（教育補助者）に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料		
	2-5-6-01 令和5年度学習センター職員学務研修実施要領		
	2-5-5-12 ライブWeb授業「心理学実験（基礎）」担当講師・TA向け説明会資料		再掲
	2-5-5-13 「心理学実験（基礎）」運用マニュアル（抜粋）		再掲
	2-5-5-14 オンライン授業採点方法・成績確定方法簡易マニュアル		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目2-5-1】教員の採用・昇任における教育研究上の指導能力については、その水準の判断を候補者が提出した書類の選考並びに面接のほか、模擬授業等の代わりに候補者の教育研究業績の参考となるその他資料を業績評価部会で、予備審査等を行うことで確認している。			
【分析項目2-5-4】FDの取組について、令和6年度に、本学の教育活動及び研究活動を活性化させるための具体的な施策について放送大学教育研究活動委員会で議論を続け、改善を進める。			
【分析項目2-5-4】本学の主な授業形態の放送授業及びオンライン授業は、制作後の開講期間が主に4年から6年であり、毎年の授業評価は有効ではない。ただし、開講初年度実施の授業評価の結果は、後継科目制作及び既存科目改定時には改善に活用している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目2-5-6】 面接授業については面接授業教育補助者をおいており、 ライブWeb授業についてはライブWeb授業指導補助者をおいている。 面接授業における教育補助者（TA）の心得、ライブWeb授業における指導補助者の心得をそれぞれ定め、質の維持・向上を図る取組を2024年度第2学期から行う。	2-5-6-02 面接授業の教育補助者を担当する皆さんへ ～教育補助者の心得～		
	2-5-6-03 ライブWeb授業の指導補助者を担当する皆さんへ ～指導補助者の心得～		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

 : 「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	・直近年度の財務諸表		
	3-1-1-01 令和5会計年度財産目録財務諸表等(監事監査報告書を含む)		
	・上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書		
	3-1-1-01 令和5会計年度財産目録財務諸表等(監事監査報告書を含む)		再掲
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	3-1-1-02 独立監査人の監査報告書		
	・予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料(別紙様式3-1-2)		
	3-1-2 予算・決算の状況(過去5年間分)が分かる資料		
	・分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類		
3-1-2-01 乖離理由			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-2-1] 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む。）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。）		
	1-3-2-01 放送大学学園寄附行為	第18条、第21条、第23条	再掲
	3-2-1-01 放送大学学園理事会運営規則		
	3-2-1-02 放送大学学園評議員会運営規則		
	1-3-1-01 放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則		再掲
	・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料		
	1-3-2-01 放送大学学園寄附行為	第5条、第6条	再掲
	1-3-1-02 放送大学学則	第9条	再掲
	3-2-1-01 放送大学学園理事会運営規則		再掲
	3-2-1-02 放送大学学園評議員会運営規則		再掲
	1-3-1-01 放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則	第7条	再掲
	・役職者の名簿		
	3-2-1-03 役員一覧		
	1-3-1-06 教学執行部一覧		再掲
[分析項目3-2-2] 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること	・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2）		
	3-2-2 法令遵守事項、危機管理体制等一覧		
	3-2-2-01 放送大学学園危機管理規則		
	3-2-2-02 放送大学学園危機管理委員会規程		
	3-2-2-03 放送大学学園危機管理基本指針		
	3-2-2-04 放送大学学園危機管理基本マニュアル		
	3-2-2-05 放送大学学園におけるハラスメントの防止等に関する規程		
	3-2-2-06 放送大学研究倫理委員会規程		
	3-2-2-07 放送大学動物実験規程		
	3-2-2-08 放送大学学園における研究費不正使用の防止等に関する規程		
	3-2-2-09 放送大学学園における研究活動の不正行為の防止等に関する規程		
	3-2-2-10 放送大学学園情報セキュリティポリシー基本方針		
	3-2-2-11 放送大学学園情報セキュリティポリシー実施手順		
	3-2-2-12 放送大学学園情報セキュリティポリシー対策基準		
	3-2-2-13 放送大学学園最高情報政策責任者等の設置について		
	2-1-3-03 放送大学学園情報戦略本部の設置について		再掲
	3-2-2-14 放送大学学園本部大規模地震対応消防計画		
	3-2-2-15 放送大学学園安全保障輸出管理規程		

【分析項目3-2-3】 研究の実施に関して高等教育機関として相応しい規程、方針等が整備され、優れた成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	・研究の実施に関する方針等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の支援・推進制度等一覧（別紙様式3-2-3）		
	・研究の実施に関する方針等の内容を示す資料		
	・研究の支援・推進制度等によって優れた成果が得られていることを示す資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3-3-1】 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること	・管理運営に係る組織一覧（部署ごとの人数（分析項目2-5-5教育支援者を含む。））（別紙様式3-3-1）		
	3-3-1 事務組織一覧		
	・根拠となる規定類		
	2-5-5-01 放送大学学園事務組織規程		再掲
	・管理運営に係る組織の組織図		
【分析項目3-3-2】 教育の国際化を推進する組織を有する場合は、当該組織が優れた機能を有し、成果を上げていること（より望ましい取組として分析）	2-5-5-02 組織図（2024放送大学学園要覧）		再掲
	・教育の国際化を推進する組織一覧（別紙様式3-3-2）		
	・根拠となる規定類		
	・優れた成果が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-4-1] 教員と事務職員等とが適切な役割分担の下、必要な連携体制を確保していること	・教職協働の状況（別紙様式3-4-1）		
	3-4-1 教職協働の状況		
	・根拠となる規定類		
	3-4-1-01 放送大学学習センター所長・事務長会議規程	第2条	
	3-4-1-02 放送大学日本学生支援機構奨学金返還免除候補者選考委員会規程	第3条	
	1-3-3-05 放送大学障害学生支援に関する委員会規程	第4条	再掲
	3-4-1-05 放送大学学園広報・学生確保対策本部の設置について	第2条	
	3-4-1-03 放送大学学内広報委員会規程	第3条	
	2-1-1-01 放送大学自己点検・評価委員会規程	第3条	再掲
	3-4-1-04 放送大学教職支援講座実施委員会規程	第3条	
1-3-3-04 放送大学社会教育主事講習運営委員会規程	第3条	再掲	
[分析項目3-4-2] 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること	・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2）		
	3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-5-1] 監事が適切な役割を果たしていること	・ 監事に関する規定		
	1-3-2-01 放送大学学園寄附行為	第5条、第7条、第12条、第16条、第35条、第36条	再掲
	・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等）		
	3-5-1-01 令和6年度監事監査計画		
	3-5-1-02 令和5会計年度放送大学学園監事監査報告書		
	3-2-1-03 役員一覧		再掲
[分析項目3-5-2] 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること	・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果		
	・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等）		
	3-5-2-01 令和5会計年度監査計画説明書		
	・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等）		
[分析項目3-5-3] 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること	3-1-1-02 独立監査人の監査報告書		再掲
	・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの）		
	1-3-1-01 放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則		再掲
	2-5-5-01 放送大学学園事務組織規程	第17条	再掲
	3-5-3-04 放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則（案）	第8条の4	
	3-5-3-05 放送大学学園事務組織規程（案）		
	3-5-3-06 放送大学学園監査室規程（案）		
	・ 内部監査に関する規定		
	3-5-3-01 放送大学学園内部監査規程		
	3-5-3-02 内部監査の実施について		
	・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等）		
	3-5-3-03 令和5年度内部監査報告書		
[分析項目3-5-4] 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること	・ 監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等）		
	3-5-4-01 令和5年度監事と監査室との打合せ一覧		
	3-5-4-02 令和5会計年度監査計画の監事への説明 次第		
	3-5-4-03 令和5会計年度決算等に係る監事への説明 次第		
	3-5-4-04 監事監査（業務監査）における理事長、常勤理事及び本部事務局へのヒアリングの実施について		
	3-5-4-05 常勤理事会（第372回） 議事次第	2、3、4、5	
	3-5-2-01 令和5会計年度監査計画説明書		再掲
	3-1-1-02 独立監査人の監査報告書		再掲

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3－5－3】事務局から独立して学園の下に内部監査室を置き、専任の室長を置くこととする。そのための規則等の改正を以下のとおり進めている。 ・6月4日の常勤理事会で決定 ・8月27日の理事会等で審議（同日制定） ・令和7年4月1日施行			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準3－6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目3－6－1】 法令等が公表を求める事項を公表していること	・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3－6－1）		
	3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目3－6－1】放送大学の一年間の教育、研究、国際交流、社会貢献などの活動実績をまとめた「アニュアルレビュー」を毎年度刊行している。 ウェブサイトに掲載するとともに冊子を発行。（URL：https://www.ouj.ac.jp/about/ouj/annual-review/）			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

：「該当なし」

基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-1-1] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正前基準）		
	認証評価共通基礎データ様式 様式1		再掲
	※基幹教員制度を導入している場合 ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式1（改正後基準）		
	・ 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧		
[分析項目4-1-2] 法令が定める実習施設等が設置されていること	・ 附属施設等一覧（別紙様式4-1-2）		
[分析項目4-1-3] 施設・設備における安全性について、配慮していること	・ 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮の状況（別紙様式4-1-3）		
	4-1-3 施設・設備の耐震化、バリアフリー化等の整備状況及び安全・防犯面への配慮状況		
[分析項目4-1-4] 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）等		
	4-1-4-01 学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）		
[分析項目4-1-5] 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること	・ 学術情報基盤実態調査（大学図書館編）		
	4-1-5-01 令和5年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）（抜粋）		
	4-1-5-02 図書資料の選定方針		
[分析項目4-1-6] 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること	・ 自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6）		
	4-1-6 自主的学習環境整備状況一覧		
[分析項目4-1-7] 研究成果を継続的に生み出すための研究環境が十分に整備され、効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 研究環境整備状況一覧（別紙様式4-1-7）		
[分析項目4-1-8] 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が、社会からの期待に対応して行う活動（例えば、公開講座・履修、大学図書館の一般市民利用、技術相談、学習機会としての社会貢献活動）に効果的に利用されていること（より望ましい取組として分析）	・ 社会からの期待に対応して行う活動一覧（別紙様式4-1-8）		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目4-1-1】 各学習センターに事務室を置き、実施体制として所長及び事務長をはじめとした職員を配置している。サテライトスペースについても、所管する学習センターの所長及び事務長が指揮監督している。（サテライトスペースを所管する学習センター名については実施状況欄に記載） キャンパスにおいて開講する授業については、学生が授業を選択する際に予め開講するキャンパス・日時等を明示し、学生自ら選択できるようになっている。	4-1-1-01_放送大学学習センター規程		
【分析項目4-1-4】 当学園の中期計画、情報戦略本部会議（令和4年9月16日開催）及び常勤理事会（令和4年10月4日）に基づき、当学園では令和6年度から学生用パソコンの整備は行わず、面接授業において学生が自らのデバイスを持ち込むBring Your Own Device (BYOD) 化をスタートさせた。全国57か所の学習センター及びサテライトスペースの情報化に伴うWiFiについては、平成29年度に整備し、平成30年度から運用を開始しているが、情報戦略本部会議委員の意見を踏まえて、面接授業や教育活動を円滑に行えるようにすることを目的に、令和4年度に、WiFiアクセスポイントの増設を行った。また、令和5年度からは、学生用 WiFi スポットの通信品質改善と安定化を順次進めている。	4-1-4-02_WiFi-houdaiによるインターネット接続の高速化・安定化について		
【分析項目4-1-5】 附属図書館と資料の有効活用を進めるため、「リブナビ（図書館使いこなしガイド）」と、「リブナビ・プラス（院生のための学術情報探し方ガイド）」を作成し随時改訂をおこなっている。	4-1-5-03_リブナビ（図書館使いこなしガイド） 4-1-5-04_リブナビ・プラス（院生のための学術情報探し方ガイド）		
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 当学園では令和6年度から面接授業のBYOD化をスタートさせた。全国57か所の学習センター及びサテライトスペースにおいて面接授業や教育活動を円滑に行えるようにすることを目的に、学生用WiFiスポットを整備してきたが、さらに通信品質改善と安定化を順次進めている。			
【改善を要する事項】			

基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目4-2-1] 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること	・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1）		
	4-2-1 相談・助言体制等一覧		
	・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料		
	4-1-1-01 放送大学学習センター規程		再掲
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p104（14_学習センターなどの利用方法（学習相談）） p125（インターカレッジコープ、国立美術館キャンパスメンバーズ制度、託児所（キッズスクウェア）との提携） p127（20_ハラスメントのない大学を作ろう！）	
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p99（13_学習センターなどの利用方法（学習相談）） p118（インターカレッジコープ、国立美術館キャンパスメンバーズ制度、託児所（キッズスクウェア）との提携） p120（18_ハラスメントのない大学を作ろう！）	
	3-2-2-05 放送大学学園におけるハラスメントの防止等に関する規程		再掲
	・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料（取扱要項等）		
	・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料		
	・生活支援制度の利用実績が確認できる資料		
[分析項目4-2-2] 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること	・課外活動に係る支援状況一覧（別紙様式4-2-2）		
	4-2-2 課外活動に係る支援状況一覧		
	4-2-2-01 2023年度学生団体一覧		

[分析項目4-2-3] 留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・留学生への生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-3）		
	・留学生に対する外国語による情報提供（健康相談、生活相談等）を行っている場合は、その資料		
[分析項目4-2-4] 障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること	・障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制（別紙様式4-2-4）		
	4-2-4 障害のある学生等に対する生活支援の内容及び実施体制		
	・障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領等の規定類		
	4-2-4-01 放送大学学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領		
	2-5-5-01 放送大学学園事務組織規程	第18条	再掲
	4-2-4-02 放送大学障がいに関する学生支援相談室規程		
	4-1-1-01 放送大学学習センター規程	第3条第7号、第8号	再掲
[分析項目4-2-5] 学生に対する経済面での援助を行っていること	・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式4-2-5）		
	4-2-5 経済的支援の整備状況、利用実績一覧		
	・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料		
	4-2-5-01 入学料・授業料の減免等支援制度		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p120（19 奨学金、その他福利厚生）	再掲
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p113（17 奨学金、その他福利厚生）	再掲
	4-2-5-02 放送大学Webサイト 奨学金制度について		
	・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-03 独立行政法人 日本学生支援機構貸与奨学金 採用実績		
	・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料		
	・入学料、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料		
	4-2-5-04 放送大学学園における授業料その他の費用の免除及び徴収猶予に関する規程		
	・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料		
	・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料		
	4-2-5-05 放送大学学生支援給付基金による学生支援給付金事業実施要項		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目4－2－4】基本的に在宅学習を基本とする本学にあつては、学生個々の生活現場での特別な支援は実施していない。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

：「該当なし」

基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目5-1-1】 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること	・学生受入方針が確認できる資料		
	5-1-1-03 学士課程における教育の基本方針		
	5-1-1-04 修士課程における教育の基本方針		
	5-1-1-05 博士後期課程における教育の基本方針		
	5-1-1-07 学士課程における教育の基本方針(2024年度まで)		
	5-1-1-08 修士課程における教育の基本方針(2024年度まで)		
	5-1-1-09 博士後期課程における教育の基本方針(2024年度まで)		
	5-1-1-06 学生募集要項2024年度第1学期[教養学部]p.12全科履修生入学資格		
	5-1-1-01 放送大学大学院修士課程の入学者受入方針		
	5-1-1-02 放送大学大学院博士後期課程の入学者受入方針		
	1-3-1-02 放送大学学則	第22条、第25条	再掲
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第17条、第19条、第20条	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-2 学生の受入が適切に実施されていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-2-1] 学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること	・入学者選抜の方法一覧（別紙様式5-2-1）		
	5-2-1 入学者選抜の方法一覧		
	・入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料		
	1-3-3-09 放送大学試験委員会規程		再掲
	・入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等		
	5-1-1-06 学生募集要項2024年度第1学期[教養学部]p.12全科履修生入学資格		再掲
	1-3-1-02 放送大学学則	第22条、第25条	再掲
	5-2-1-01 2024年度大学院修士全本科生・博士全本科生入学者第1次選考（筆記試験）実施要領		
	5-2-1-02 2024年度大学院修士全本科生入学者第1次選考（筆記試験）審査要領		
	5-2-1-03 2024年度大学院博士全本科生入学者第1次選考（筆記試験）審査要領		
	5-2-1-04 2024年度大学院修士全本科生入学者第2次選考（面接試験）対面での実施要領		
	5-2-1-05 2024年度大学院修士全本科生入学者第2次選考（面接試験）Zoomでの実施要領		
	5-2-1-06 2024年度大学院博士全本科生入学者第2次選考（面接試験）実施要領		
	5-2-1-07 2024年度大学院修士全本科生入学者第2次選考（面接試験）審査要領		
	5-2-1-08 2024年度大学院博士全本科生入学者第2次選考（面接試験）審査要領		
	・面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等）		
	5-2-1-01 2024年度大学院修士全本科生・博士全本科生入学者第1次選考（筆記試験）実施要領		再掲
	5-2-1-02 2024年度大学院修士全本科生入学者第1次選考（筆記試験）審査要領		再掲
	5-2-1-03 2024年度大学院博士全本科生入学者第1次選考（筆記試験）審査要領		再掲
	5-2-1-04 2024年度大学院修士全本科生入学者第2次選考（面接試験）対面での実施要領		再掲
	5-2-1-05 2024年度大学院修士全本科生入学者第2次選考（面接試験）Zoomでの実施要領		再掲
	5-2-1-06 2024年度大学院博士全本科生入学者第2次選考（面接試験）実施要領		再掲
	5-2-1-07 2024年度大学院修士全本科生入学者第2次選考（面接試験）審査要領		再掲
	5-2-1-08 2024年度大学院博士全本科生入学者第2次選考（面接試験）審査要領		再掲
	5-2-1-09 2023年度試験委員会委員名簿		
	・学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの		

【分析項目5-2-2】 学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていること	・学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料		
	1-3-3-09 放送大学試験委員会規程		再掲
	2-1-3-01 放送大学学生委員会規程		再掲
	5-2-2-01 学生募集要項 2024年度第1学期[教養学部]p12-17		
	5-2-2-02 学生募集要項 2024年度第1学期[修士全本科生]p12-14		
	5-2-2-03 学生募集要項 2024年度第1学期[博士全本科生]p9-11		
	・学生の受入状況を検証し、入学者選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等		
	5-2-2-04 2019年度第1回教務企画WG資料2		
	5-2-2-05 2019年度第3回教務企画WG資料5および議事概要		
	5-2-2-06 2019年度第3回試験委員会資料3および議事概要		
	5-2-2-07 2019年度第6回試験委員会資料15および議事概要		
	5-2-2-08 2019年度第8回試験委員会資料4および議事概要		
5-2-2-09 2019年度第9回試験委員会資料4および議事概要			
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準5-3 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること

分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目5-3-1] 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと	・ 認証評価共通基礎データ様式【大学（専門職大学含む）用】様式2		
	認証評価共通基礎データ様式 様式2		
	・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料		
	5-3-1-01 「教育訓練給付制度厚生労働大臣指定講座」の拡充		
	5-3-1-02 Webサイト写し 放送大学大学院修士全本科生入学希望者ガイダンスについて（2024年度4月入学希望者の方へ）		
	5-3-1-03 Webサイト写し 放送大学大学院博士全本科生入学希望者ガイダンスについて（2024年度4月入学希望者の方へ）		
	5-3-1-04 学習センターにおける大学院入学希望者ガイダンス実施実績		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
[分析項目5-3-1] 修士課程においては実入学者数が入学定員を大幅に下回っており、適正化を図るために2024年度より修士全本科生においても教育訓練給付制度の対象とする。ただし、単年度に対象とできるプログラムが限定されているため、引き続き他のプログラムについても対象となるようにする。（資料5-3-1-01）			
[分析項目5-3-1] 大学院入学希望者ガイダンス資料を全て本学Webサイトに掲載することにより、多様な背景の方々に広く情報を提供することを可能とし出願者の増加を図っている。また、今後の取組として、Zoomを使用した入学希望者ガイダンスの実施を予定しており、より一層多数の方に詳細な情報などが届けられるように努める。（資料5-3-1-02）			
[分析項目5-3-1] 放送大学の学びをわかりやすく紹介する番組「あなたの知りたい放送大学」を制作しており、過去は隔年での更新としていたが、2023年度より毎年度の更新とし、最新の情報を入学希望者などへ伝えられるように改善を行っている。（資料5-3-1-03）			
[分析項目5-3-1] 修士全本科生に関する広報活動として、修士課程在籍者や修士課程修了者のインタビュー動画を本学ウェブサイト及び公式YouTubeにて発信した。また、企業等の人事担当・職場研修担当者向けのパンフレットを作成し、各学習センターへ提供するとともに、修士課程での学修ニーズが見込まれる企業等へ、本学大学院についての説明を行っている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たさない			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

領域6 基準の判断 総括表

放送大学

組織 番号	教育研究上の 基本組織	基準 6-1	基準 6-2	基準 6-3	基準 6-4	基準 6-5	基準 6-6	基準 6-7	基準 6-8	備考
01	教養学部	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	
02	文化科学研究科	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	満たしている	

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6－1－1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・策定された学位授与方針		
	1-3-1-02 放送大学学則	第1条、第44条	再掲
	5-1-1-03 学士課程における教育の基本方針		再掲
	6-1-1-(00)-01 放送大学学位規程	第3条	
	5-1-1-07 学士課程における教育の基本方針(2024年度まで)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-2-1】 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針 5-1-1-03 学士課程における教育の基本方針	p2（カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針））	再掲
【分析項目6-2-2】 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針 5-1-1-03 学士課程における教育の基本方針	p1（ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）） p2（カリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針））	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(01)-04 学部における2024年度放送授業及びオンライン授業等開設科目について		
	6-3-1-(01)-01 2024年度第1学期面接授業開設科目一覧		
	6-3-1-(01)-02 2024年度第2学期面接授業開設科目一覧		
	6-3-1-(01)-05 2024年度第1学期ライブWeb授業開設科目一覧		
	6-3-1-(01)-06 2024年度第2学期ライブWeb授業開設科目一覧		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(01)-03 履修科目案内図（学部）		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の葉 教養学部 2024年度	p12、p17	再掲
	6-3-1-(01)-05 2024年度第1学期ライブWeb授業開設科目一覧		再掲
	6-3-1-(01)-06 2024年度第2学期ライブWeb授業開設科目一覧		再掲
	6-3-1-(01)-07 面接授業開設科目について（区分別）		
	6-3-1-(01)-01 2024年度第1学期面接授業開設科目一覧	p19	再掲
	6-3-1-(01)-02 2024年度第2学期面接授業開設科目一覧		再掲

[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	1-3-1-02_放送大学学則	第31条、第32条第2項	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(01)-01 シラバス情報 (2024年度第1学期放送授業、卒業研究)		
	6-3-2-(01)-02 シラバス情報 (2024年度第2学期放送授業、卒業研究)		
	6-3-2-(01)-03 シラバス情報 (2024年度第1学期オンライン授業)		
	6-3-2-(01)-04 シラバス情報 (2024年度第2学期オンライン授業)		
	6-3-2-(01)-05 シラバス情報 (2024年度第1学期面接授業)		
	6-3-2-(01)-06 シラバス情報 (2024年度第2学期面接授業)		
	6-3-2-(01)-07 シラバス情報 (2024年度第1学期ライブWeb授業)		
	6-3-2-(01)-08 シラバス情報 (2024年度第2学期ライブWeb授業)		
	6-3-2-(01)-09 「心理実習」2024年度シラバス		
	6-3-2-(01)-10 「心理演習」2024年度シラバス		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	2-2-4-01 授業評価実施要領	5	再掲
	6-3-2-(00)-01 授業評価2018-学生による授業評価報告書-【2018年度新規開設科目】		
	6-3-2-(00)-02 授業評価2019-学生による授業評価報告書-【2019年度新規開設科目】		
	6-3-2-(00)-03 授業評価2020-学生による授業評価報告書-【2020年度新規開設科目】		
	6-3-2-(00)-04 授業評価2021-学生による授業評価報告書-【2021年度新規開設科目】		
	6-3-2-(00)-05 授業評価2022-学生による授業評価報告書-【2022年度新規開設科目】		
	6-3-2-(00)-06 授業評価2023-学生による授業評価報告書-【2023年度新規開設科目】		
	6-3-2-(00)-07 「2018年度授業評価」授業評価レポート集		
	6-3-2-(00)-08 「2019年度授業評価」授業評価レポート集		
	6-3-2-(00)-09 「2020年度授業評価」授業評価レポート集		
	6-3-2-(00)-10 「2021年度授業評価」授業評価レポート集		
	6-3-2-(00)-11 「2022年度授業評価」授業評価レポート集		
	2-5-4-08 「2023年度授業評価」授業評価レポート集		再掲
	6-3-2-(01)-11 面接授業事務要領	p20	
	6-3-2-(00)-12 2026年度開設放送授業科目 教材作成マニュアル	p13～p14	

【分析項目6-3-3】 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-02 放送大学学則	第28条、第37条、第37条の3	再掲
	6-3-3-(01)-01 入学者の既修得単位の認定方法について		
	6-3-3-(01)-02 編入学、転入学及び再入学に関する規程		
	6-3-3-(01)-03 1年次に入学する学生が入学する前に修得した単位の認定に関する細則		
	6-3-3-(01)-04 高等専門学校を卒業した者の既修得単位の認定方法		
	6-3-3-(01)-05 高等専門学校を卒業した者の既修得単位の換算方法		
	6-3-3-(01)-06 旧国立養護教諭養成所及び旧国立工業教員養成所卒業者の単位認定について		
	6-3-3-(01)-07 旧制諸学校卒業者等の単位換算について		
	6-3-3-(00)-01 単位互換の実施に関する規程	第1条、第5条	
	6-3-3-(01)-08 大学以外の教育施設等における学修の取扱いに関する規程		
	6-3-3-(01)-09 連携協力校において修得した単位の認定方法について		
【分析項目6-3-4】 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		
【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。）		
	・連携法曹基礎課程における成績評価の基準		
	・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-2】放送授業の制作における授業評価結果の活用について、評価結果が学内で公表され次第、制作部内でプロデューサーに情報共有し参考にするように呼びかけている。制作部プロデューサーは印刷教材も参考にしながら、わかりやすい構成、また公共放送として適切な内容・表現等の観点から講師と協議して制作を進め、授業内容の水準については、シラバス作成及び印刷教材執筆を担当した講師に活用が委ねられている。 また、放送授業の印刷教材を作成する段階（初校原稿）で、関連分野を専門とする学習センター所長及び客員教員からその内容等に関して助言、提言等をいただき、主任講師が適宜活用することで印刷教材の質を維持・向上を目指す「印刷教材フレンドリーアドバイス」を実施している。 科目企画段階での参考事例としては、情報コースにおいて、コース主任、教務委員会委員2名、各領域から1名ずつで構成された「科目グループ」というコース内のチームを設け、コース内教員から提案された科目制作提案の資料を確認し改訂を促したり、コース全体のバランスをチェックして新規科目を検討したりしている。			
【分析項目6-3-2】2025（令和7）年度第1学期シラバスから、各科目に事前学修及び事後学修の内容を盛り込むことについて決定した。 また、2024（令和6）年度第2学期の開設科目については、各科目のシラバスへの記載は困難であるため、事前学修及び事後学修についての考え方を、Webサイトを通じて学生に周知することとした。学生募集開始日である6月10日（月）に合わせてWebサイトへ掲載済である。 <放送大学Webサイト 事前・事後学習について> https://www.ouj.ac.jp/news/2024/information/5-26.html			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 授業期間授業回数カレンダー (2024年度第1学期)		
	6-4-1-(00)-02 授業期間授業回数カレンダー (2024年度第2学期)		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p10～p11	再掲
	6-4-1-(01)-01 2024年度教務スケジュール及び学生募集スケジュール(学部)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 授業期間授業回数カレンダー (2024年度第1学期)		再掲
	6-4-1-(00)-02 授業期間授業回数カレンダー (2024年度第2学期)		再掲
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p10～p11	再掲
	6-4-1-(01)-01 2024年度教務スケジュール及び学生募集スケジュール(学部)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-(01)-01 シラバス情報 (2024年度第1学期放送授業、卒業研究)		再掲
	6-3-2-(01)-02 シラバス情報 (2024年度第2学期放送授業、卒業研究)		再掲
	6-3-2-(01)-03 シラバス情報 (2024年度第1学期オンライン授業)		再掲
	6-3-2-(01)-04 シラバス情報 (2024年度第2学期オンライン授業)		再掲
	6-3-2-(01)-05 シラバス情報 (2024年度第1学期面接授業)		再掲
	6-3-2-(01)-06 シラバス情報 (2024年度第2学期面接授業)		再掲
	6-3-2-(01)-07 シラバス情報 (2024年度第1学期ライブWeb授業)		再掲
	6-3-2-(01)-08 シラバス情報 (2024年度第2学期ライブWeb授業)		再掲
	6-3-2-(01)-09 「心理実習」2024年度シラバス		再掲
	6-3-2-(01)-10 「心理演習」2024年度シラバス		再掲

[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料		
	6-3-1-(01)-01 2024年度第1学期面接授業開設科目一覧		再掲
	6-3-1-(01)-02 2024年度第2学期面接授業開設科目一覧		再掲
	6-3-2-(01)-01 シラバス情報（2024年度第1学期放送授業、卒業研究）		再掲
	6-3-2-(01)-02 シラバス情報（2024年度第2学期放送授業、卒業研究）		再掲
	6-3-2-(01)-03 シラバス情報（2024年度第1学期オンライン授業）		再掲
	6-3-2-(01)-04 シラバス情報（2024年度第2学期オンライン授業）		再掲
	6-3-2-(01)-05 シラバス情報（2024年度第1学期面接授業）		再掲
	6-3-2-(01)-06 シラバス情報（2024年度第2学期面接授業）		再掲
	6-3-2-(01)-07 シラバス情報（2024年度第1学期ライブWeb授業）		再掲
	6-3-2-(01)-08 シラバス情報（2024年度第2学期ライブWeb授業）		再掲
	6-4-3-(01)-01 教養学部授業科目案内（2024年度第1学期）		
	6-3-2-(01)-09 「心理実習」2024年度シラバス		再掲
	6-3-2-(01)-10 「心理演習」2024年度シラバス		再掲
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p109～p113	再掲
	6-4-3-(01)-02 2024年度第1学期面接授業時間割表北海道・東北ブロック版		
	6-4-3-(01)-03 2024年度第1学期面接授業時間割表北関東・甲信越ブロック版		
	6-4-3-(01)-04 2024年度第1学期面接授業時間割表南関東ブロック版		
	6-4-3-(01)-05 2024年度第1学期面接授業時間割表東海・北陸ブロック版		
	6-4-3-(01)-06 2024年度第1学期面接授業時間割表近畿ブロック版		
	6-4-3-(01)-07 2024年度第1学期面接授業時間割表中国・四国ブロック版		
	6-4-3-(01)-08 2024年度第1学期面接授業時間割表九州・沖縄ブロック版		
	6-4-3-(00)-02 放送大学オンライン授業ガイドライン	7	
	6-4-3-(00)-01 放送大学オンライン授業 交流フォーラム・ディスカッションの利用にあたって		
[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		
	・シラバス		
	6-3-2-(01)-01 シラバス情報（2024年度第1学期放送授業、卒業研究）		再掲
	6-3-2-(01)-02 シラバス情報（2024年度第2学期放送授業、卒業研究）		再掲
	6-3-2-(01)-03 シラバス情報（2024年度第1学期オンライン授業）		再掲
	6-3-2-(01)-04 シラバス情報（2024年度第2学期オンライン授業）		再掲
	6-3-2-(01)-05 シラバス情報（2024年度第1学期面接授業）		再掲
	6-3-2-(01)-06 シラバス情報（2024年度第2学期面接授業）		再掲
	6-3-2-(01)-07 シラバス情報（2024年度第1学期ライブWeb授業）		再掲
	6-3-2-(01)-08 シラバス情報（2024年度第2学期ライブWeb授業）		再掲
	6-3-2-(01)-09 「心理実習」2024年度シラバス		再掲
	6-3-2-(01)-10 「心理演習」2024年度シラバス		再掲

[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の葉 教養学部 2024年度	p29～p41	再掲
	6-3-2-(01)-01 シラバス情報（2024年度第1学期放送授業、卒業研究）		再掲
	6-3-2-(01)-02 シラバス情報（2024年度第2学期放送授業、卒業研究）		再掲
	6-3-2-(01)-03 シラバス情報（2024年度第1学期オンライン授業）		再掲
	6-3-2-(01)-04 シラバス情報（2024年度第2学期オンライン授業）		再掲
	6-3-2-(01)-05 シラバス情報（2024年度第1学期面接授業）		再掲
	6-3-2-(01)-06 シラバス情報（2024年度第2学期面接授業）		再掲
	6-3-2-(01)-07 シラバス情報（2024年度第1学期ライブWeb授業）		再掲
	6-3-2-(01)-08 シラバス情報（2024年度第2学期ライブWeb授業）		再掲
	6-3-2-(01)-09 「心理実習」2024年度シラバス		再掲
	6-3-2-(01)-10 「心理演習」2024年度シラバス		再掲
	6-3-1-(01)-01 2024年度第1学期面接授業開設科目一覧		再掲
	6-3-1-(01)-02 2024年度第2学期面接授業開設科目一覧		再掲
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の葉 教養学部 2024年度	p63～p80、p109～p113、p116～p119	再掲
	6-4-3-(00)-01 放送大学オンライン授業 交流フォーラム・ディスカッションの利用にあたって		再掲
	6-4-3-(00)-02 放送大学オンライン授業ガイドライン	4～8、10～12	再掲
	2-5-5-09 ライブWeb授業開設要項	第7条、第8条、第9条、第14条、第15条、第16条	再掲
	6-4-10-(01)-01 面接授業開設要項	第5条、第6条、第13条、第15条	
	6-4-3-(01)-01 教養学部授業科目案内（2024年度第1学期）		再掲
	6-4-10-(01)-02 卒業研究の取扱いについて		
	6-4-10-(00)-04 2023年度第1学期以降の学生指導及び審査の実施に当たっての基本方針		
	6-4-10-(00)-02 学部・大学院における研究指導及び審査等の実施方法について		
	6-4-10-(01)-03 卒業研究における個別指導（卒業研究履修の手引より引用）		
	6-4-10-(00)-03 教務情報システム 操作マニュアル 3. 授業サポート編〈学生向け〉		
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の葉 教養学部 2024年度	p132～p136	再掲
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	6-4-10-(00)-01 2023年度学生サポートセンター（総合受付）対応状況		

【分析項目6-4-11】 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-4-3】放送大学では、遠隔教育の修学をサポートするため、学生に対して各種情報システムのサービスを提供している。特に、インターネット上で提供する「システムWAKABA（教務情報システム）」は、各学生の履修状況やシラバスの閲覧、各種手続き、学内連絡等に使用され、本学での修学に不可欠となっている（4-2-1-01参照）。また、オンライン科目の履修においては、科目ごとのLMS上に学生同士の意見交換の場として「交流フォーラム」を、また、授業における意見投稿や成果物を投稿する場として「ディスカッション」を設置している（6-4-3-(00)-01参照）。			
【分析項目6-4-4】本学の専任の教授又は准教授が担当する科目数については、様々な分野の授業科目を展開していること、本学の科目は制作に約3年かかりまた複数年に渡って科目が開設するため、同一年度内に専任教員が制作できる科目数には制限があること、科目開講時は本学専任教員であったが、退官により客員教員として継続して授業を担当する教員が一定数いることなどの現状から、記載の数字となっていることが考えられる。 なお、担当教員が客員教員のための科目でも、必ず全科目に本学の専任教員が担当専任教員として付き対応しているため、教育の質には問題ないと考えている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6－5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6－5－1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6－5－1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p12、p25～p28、 p42、p63～p80、 p141～143	再掲
	6-5-1-(00)-01 通信指導問題作成マニュアル【2023年8月版】	p3～p5	
	6-5-1-(00)-02 Webサイト写し「質問箱」の利用について		
	6-4-3-(01)-01 教養学部授業科目案内（2024年度第1学期）	p142	再掲
	6-5-1-(00)-03 2023年度第2学期・2024年度第1学期入学者の集い開催日等一覧		
	4-1-1-01 放送大学学習センター規程	第3条	再掲
	・学習相談の実施状況（別紙様式6－5－2）		
[分析項目6－5－2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-2 学習相談の実施状況		
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	4-1-1-01 放送大学学習センター規程	第3条、第4条	再掲
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p79～p80	再掲
	6-5-2-(00)-01 質問受付状況		
	6-5-2-(00)-02 2024年度客員教員（学習センター所属）配置状況		
	6-5-2-(01)-01 卒業研究における学習相談（卒業研究履修の手引より引用）		
	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6－5－3）		
[分析項目6－5－3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		

【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-01 放送大学学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	第8条、別紙第2	再掲
	1-3-3-05 放送大学障害学生支援に関する委員会規程	第2条、第3条、第9条	再掲
	4-2-4-02 放送大学障がいに関する学生支援相談室規程	第2条、第3条	再掲
【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	6-5-4-(00)-01 Webサイト「障がいのある方への修学支援」		
	6-5-4-(01)-02 障がいのある者の在学状況（2023年度 教養学部）		
	6-5-4-(01)-01 2023年度教養学部字幕付与一覧		
	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-02 音声・点字による単位認定試験出題科目数及び受験者数等（2023年度）		
	・国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-5-1】学習センターにおける履修に関する学生相談は、各学習センターが相談日を設けて客員教員が対応している。			
【分析項目6-5-4】授業の講義映像の字幕付与について、オンライン科目はすべての科目に字幕を付与している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 各都道府県に1つ以上置く形で、全国50か所の学習センターと7つのサテライトスペースを設置し、対面による多様な面接授業や学習上の各種相談を、学生にとって身近な場所で行う拠点として活用している。さらに、障害のある学生についても学習センターにおいて面談等を行ったうえで受け入れ、それぞれの障害の特性を踏まえた支援を行っている。障害の種別では、特に視覚障害、肢体不自由の学生の比率が高くなっている。 ・全国の大学生全体に対する放送大学の学生割合：2.0% ・視覚障害を有する全国の大学生のうち、放送大学に在籍する学生の割合：13.8% ・肢体不自由を有する全国の大学生のうち、放送大学に在籍する学生の割合：8.5% ※「令和4年度（2022年度）大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書」（日本学生支援機構）より算出			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-02 放送大学学則	第36条	再掲
	6-4-10-(01)-01 面接授業開設要項	第15条	再掲
	6-4-3-(00)-02 放送大学オンライン授業ガイドライン	9	再掲
	6-6-1-(00)-01 放送大学及び放送大学大学院における成績評価の基準に関する申合せ		
	6-6-1-(01)-01 2024年度第2学期面接授業開設の手引	p4	
	6-6-1-(01)-02 面接授業担当講師マニュアル 2024年度第2学期用	2(5)	
	6-3-1-(01)-01 2024年度第1学期面接授業開設科目一覧	p17	再掲
	6-3-1-(01)-02 2024年度第2学期面接授業開設科目一覧	p15	再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	2-5-5-09 ライブWeb授業開設要項		再掲
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p29～p41、p63～p78	再掲
	6-3-1-(01)-01 2024年度第1学期面接授業開設科目一覧	p17	再掲
	6-3-1-(01)-02 2024年度第2学期面接授業開設科目一覧	p15	再掲
	6-6-2-(00)-01 オンライン授業システム利用者マニュアル	p36	
	6-6-2-(00)-02 Webサイト写し 成績評価の基準について		
	6-6-2-(01)-01 Webサイト写し 成績評価基準について(学部)		
	6-6-2-(01)-02 ライブWeb授業学生向けマニュアル	p37	
	6-6-2-(01)-03 卒業研究における成績評価(卒業研究履修の手引より引用)		

[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 単位認定試験問題の難易度に関するガイドラインについて		
	6-6-3-(00)-02 2023年度第1学期単位認定試験受験状況について【学部・大学院】		
	6-6-3-(01)-01 2023年度第1学期単位認定試験科目別得点分布表【学部】 [取扱注意]	抜粋	
	6-6-3-(00)-03 2023年度第2学期単位認定試験受験状況について【学部・大学院】		
	6-6-3-(01)-02 2023年度第2学期単位認定試験科目別得点分布表【学部】 [取扱注意]	抜粋	
	6-6-3-(00)-04 2023年度第1学期オンライン授業の単位認定状況について		
	6-6-3-(00)-05 2023年度第1学期オンライン授業科目別得点分布表【学部・大学院】 [取扱注意]	抜粋	
	6-6-3-(00)-06 2023年度第2学期オンライン授業の単位認定状況について		
	6-6-3-(00)-07 2023年度第2学期オンライン授業科目別得点分布表【学部・大学院】 [取扱注意]	抜粋	
	6-6-3-(01)-03 2023年度第1学期面接授業学習センター別単位認定状況【学部】		
	6-6-3-(01)-04 2023年度第1学期面接授業科目別単位認定状況【学部】 [取扱注意]		
	6-6-3-(01)-05 2023年度第2学期面接授業学習センター別単位認定状況【学部】		
	6-6-3-(01)-06 2023年度第2学期面接授業科目別単位認定状況【学部】 [取扱注意]		
	6-6-3-(01)-07 2023年度第1学期ライブWeb授業単位認定状況【学部】		
	6-6-3-(01)-08 2023年度第1学期ライブWeb授業科目別単位認定状況【学部】 [取扱注意]		
	6-6-3-(01)-09 2023年度第2学期ライブWeb授業単位認定状況【学部】		
	6-6-3-(01)-10 2023年度第2学期ライブWeb授業科目別単位認定状況【学部】 [取扱注意]		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(00)-09 放送大学教務委員会規程	第2条第5号	
	6-6-3-(00)-08 教務委員会議事概要	教務委員会（2023年度第5回）審議事項1、 教務委員会（2023年度第12回）審議事項16	
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	6-4-10-(01)-02 卒業研究の取扱いについて	21	再掲

【分析項目6-6-4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-03_成績評価に対する異議申立ての取扱いに関する申合せ		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の葉 教養学部 2024年度	p75	再掲
	6-6-4-(00)-01 システムWAKABA「質問箱」のご利用について		
	6-6-4-(00)-02 【オンライン授業】成績通知等について		
	6-4-10-(01)-01 面接授業開設要項	第17条	再掲
	2-5-5-09 ライブWeb授業開設要項		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04 2023年度第1学期単位認定試験問題に対する疑義一覧（学部・大学院）		
	6-6-4-(00)-05 2023年度第2学期単位認定試験問題に対する疑義一覧（学部・大学院）		
	6-6-4-(00)-06 2023年度第1学期放送授業の単位認定試験の成績変更について		
	6-6-4-(00)-07 2023年度第2学期放送授業の単位認定試験の成績変更について		
	6-6-4-(01)-01 2023年度第1学期面接授業の成績判定の変更について		
	6-6-4-(01)-02 2023年度第2学期面接授業の成績判定の変更について		
	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-08 放送大学学園法人文書管理規程	別表第1	
	6-4-10-(01)-01 面接授業開設要項		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-6-2】成績評価基準に関して明確化するため、2024年度より新たに「6-6-1-(00)-01 放送大学及び放送大学大学院における成績評価の基準に関する申合せ」を制定したところであり、この内容に関しては、2025年度までには教務情報システムやウェブサイト、各種冊子等を順次修正・掲載し学生への周知を行う予定である。			
【分析項目6-6-4】単位認定試験に関しては、従来、過去問題及び解答を公表するとともに試験問題に対する疑義を受け付けることで成績評価に関する透明性を確保してきたが、2024年度より新たに成績評価に対する異議申立て制度も整備することとなった。したがって、異議申立て制度に関しては現時点でデータ等は存在していないが、今後学生への周知と運用を行っていく予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-02 放送大学学則	第43条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-02 放送大学学則	第43条	再掲
	6-7-1-(00)-01 教務委員会（2023年度第5回）議事概要	マーカ一部分	
	6-7-1-(00)-02 教務委員会（2023年度第12回）議事概要	マーカ一部分	
	6-7-1-(00)-03 放送大学教授会(2023年度第5回) 議事要旨	マーカ一部分	
【分析項目6-7-2】 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-7-1-(00)-04 放送大学教授会(2023年度第10回) 議事要旨	マーカ一部分	
	6-7-1-(00)-05 2023年度第1学期・第2学期の卒業・修了判定について		
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
【分析項目6-7-3】 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	4-2-1-01 放送大学 学生生活の栞 教養学部 2024年度	p17	再掲
	6-7-3-(01)-01 Webサイト写し カリキュラム改正について		
	6-7-3-(01)-02 教材同梱チラシ カリキュラム改正について		
【分析項目6-7-4】 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	1-3-1-02 放送大学学則	第43条	再掲
	6-1-1-(00)-01 放送大学学位規程	第3条	再掲
	6-7-1-(00)-01 教務委員会（2023年度第5回）議事概要	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-02 教務委員会（2023年度第12回）議事概要	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-03 放送大学教授会(2023年度第5回) 議事要旨	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-04 放送大学教授会(2023年度第10回) 議事要旨	マーカ一部分	再掲
	1-3-2-06 教授会から各種委員会に議決を委任する審議事項についての申合せ		再掲
	6-7-4-(01)-01 2023年度教養学部全科履修生卒業生決定までのスケジュールについて		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 ・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(00)-01 資格取得等の状況について		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む。） 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-(00)-01 卒業・修了生の活躍記事 6-8-2-(00)-02 卒業・修了者の進路（内定）等状況調査報告について（2019～2023年度）		
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料		
	6-8-3-(01)-01 学内ウェブマガジン（ON AIR Web）の卒業生紹介ページ		
	6-8-3-(01)-02 学習センター作成機関誌 卒業生コメント		
	6-8-3-(00)-01 卒業生・修了生へのアンケート調査結果		
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-(01)-01 卒業した先輩インタビュー（Webサイト写し）		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-(00)-01 2023年度教養学部卒業生・修士課程修了生の勤務先・就職先へのアンケート		
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-8-1】学部の卒業率については、本学が生涯学習機関として多様な学習形態に対応できるよう、在学可能年限を10年間としていることから、「標準修業年限×1.5」年以降も卒業率が伸び、入学から10年以内（「標準修業年限×2.5」年内）に卒業する者は45%程度で推移している。 「標準修業年限×2.5」年内の卒業率 2022年度 45.99% 2023年度 45.69%			
【分析項目6-8-1】学生の表彰について、本学では「学生表彰規程」及び「学生表彰細則」を定め、学術研究活動や課外活動等における顕著な業績等を表彰することとしているが、学生表彰細則に基づく表彰者の実績はない。また、論文の採択状況や学会等における受賞の実績は把握していない。			
【分析項目6-8-2】本学の学生の多くが有職者であることから、卒業後に新たに就職する者の比率は低い傾向にある。また、学校基本調査の該当資料については、本学が通信制であることから提出対象となっていないため、該当なしとする。			
【分析項目6-8-5】本学の学生は、生涯学習を目的とした方や有職者が多く年代も幅広であること、また、本学は卒業生・修了生への就活支援を行っていないことから、多くの通学制大学が実施している会社説明会等も開催せず企業等との連携関係が構築されていない状況である。2023年度には、本学の教育効果及び影響を調査するため全国の学習センターを通じて企業・組織等関係者へのアンケートを実施し、卒業生の勤務・就職先からの回答を得られた。今後、当分の間は2～3年に一度のアンケートを実施しながら、意見聴取の方法や時期等の改良を検討していく。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

※全ての教育課程について、第三者評価結果の活用なし

：「該当なし」

基準6－1 学位授与方針が具体的かつ明確であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6－1－1】 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること	・ 策定された学位授与方針		
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第2条、第40条	再掲
	5-1-1-04 修士課程における教育の基本方針		再掲
	5-1-1-05 博士後期課程における教育の基本方針		再掲
	6-1-1-(00)-01 放送大学学位規程	第3条	再掲
	5-1-1-08 修士課程における教育の基本方針(2024年度まで)		再掲
	5-1-1-09 博士後期課程における教育の基本方針(2024年度まで)		再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-2-1] 教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が分かりやすいように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること	・ 策定された教育課程方針		
	5-1-1-04 修士課程における教育の基本方針	p2 (カリキュラム・ポリシー (教育課程編成の方針))	再掲
	5-1-1-05 博士後期課程における教育の基本方針	p2 (カリキュラム・ポリシー (教育課程編成の方針))	再掲
[分析項目6-2-2] 教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること	・ 策定された教育課程方針及び学位授与方針		
	5-1-1-04 修士課程における教育の基本方針	p1 (ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)) p2 (カリキュラム・ポリシー (教育課程編成の方針))	再掲
	5-1-1-05 博士後期課程における教育の基本方針	p1 (ディプロマ・ポリシー (学位授与の方針)) p2 (カリキュラム・ポリシー (教育課程編成の方針))	再掲
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-3-1] 教育課程の編成が、体系性を有していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別）		
	6-3-1-(02)-01 大学院修士課程における2024年度放送授業及びオンライン授業等開設科目について		
	6-3-1-(02)-02 2024年度博士後期課程開設科目一覧		
	・体系性が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等）		
	6-3-1-(02)-03 大学院修士課程科目系統図		
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の葉 大学院文化科学研究科 2024年度	p14～p15、p22～p23	再掲
[分析項目6-3-2] 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること	6-3-1-(02)-04 履修モデル（2024年度第1学期博士後期課程授業科目案内）		
	・分野別第三者評価の結果		
	・学則等の授業科目の時間数に関する規定		
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第25条、第26条第2項	再掲
	・日本学術会議による参照基準等に準拠した内容になっていることが確認できる資料		
	・シラバス		
	6-3-2-(02)-01 シラバス情報（2024年度第1学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他）		
	6-3-2-(02)-02 シラバス情報（2024年度第2学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他）		
	6-3-2-(02)-03 シラバス情報（2024年度第1学期オンライン授業）		
	6-3-2-(02)-04 シラバス情報（2024年度第2学期オンライン授業）		
	・その他自己点検・評価において体系性や水準に関する検証を実施している場合はその状況が分かる資料		
	2-2-4-01 授業評価実施要領	5	再掲
	6-3-2-(00)-01 授業評価2018-学生による授業評価報告書-【2018年度新規開設科目】		再掲
	6-3-2-(00)-02 授業評価2019-学生による授業評価報告書-【2019年度新規開設科目】		再掲
	6-3-2-(00)-03 授業評価2020-学生による授業評価報告書-【2020年度新規開設科目】		再掲
	6-3-2-(00)-04 授業評価2021-学生による授業評価報告書-【2021年度新規開設科目】		再掲
	6-3-2-(00)-05 授業評価2022-学生による授業評価報告書-【2022年度新規開設科目】		再掲
	6-3-2-(00)-06 授業評価2023-学生による授業評価報告書-【2023年度新規開設科目】		再掲
	6-3-2-(00)-07 「2018年度授業評価」授業評価レポート集		再掲
	6-3-2-(00)-08 「2019年度授業評価」授業評価レポート集		再掲
	6-3-2-(00)-09 「2020年度授業評価」授業評価レポート集		再掲
	6-3-2-(00)-10 「2021年度授業評価」授業評価レポート集		再掲
	6-3-2-(00)-11 「2022年度授業評価」授業評価レポート集		再掲
	2-5-4-08 「2023年度授業評価」授業評価レポート集		再掲
	6-3-2-(00)-12 2026年度開設放送授業科目 教材作成マニュアル		再掲

〔分析項目6-3-3〕 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合は、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること	・明文化された規定類		
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第22条、第32条	再掲
	6-3-3-(02)-01 大学院修士全科生入学者の既修得単位の認定方法について		
〔分析項目6-3-4〕 大学院課程（専門職学位課程を除く。）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む。）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という。）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること	6-3-3-(00)-01 単位互換の実施に関する規程	第1条、第5条の2	再掲
	・研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等）		
	6-3-4-(02)-01 大学院修士全科生の研究指導の取扱いについて		
	6-3-4-(02)-02 他の大学院又は研究所等における研究指導等委託にかかる申合せ		
	6-3-4-(02)-03 修士論文等及び博士予備論文の提出資格について（申合せ）		
	6-3-4-(02)-04 修士論文等の審査等の取扱いについて		
	6-3-4-(02)-05 修士論文評価基準		
	6-3-4-(02)-06 大学院博士全科生の研究指導の取扱いについて		
	6-3-4-(02)-07 博士予備論文及び博士論文の審査並びに試験並びに博士論文の公表の取扱いについて		
	6-3-4-(02)-08 博士予備論文の提出資格に関する申合せ		
	6-3-4-(02)-09 博士予備論文及び博士論文評価基準		
	・研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-10 「研究指導」履修の手引（修士全科生）2024年度入学者用		
	6-3-4-(02)-11 2024年度大学院博士後期課程履修の手引き		
	2-5-5-04 大学院教育支援者の取扱いについて	第3条	再掲
	・国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料		
	・他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-02 他の大学院又は研究所等における研究指導等委託にかかる申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-12 2023年度 客員教員一覧（修士課程・博士後期課程）		
	・研究倫理に関する指導が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-13 修士全科生入学オリエンテーション資料【重要】「研究倫理eラーニングコース（無料）」の受講・修了について		
	6-3-4-(02)-14 研究倫理eラーニングコース		
	・T A・R Aとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、T A・R Aの採用、活用状況が確認できる資料		

【分析項目6-3-5】 専門職大学院又は専門職学科を設置している場合には、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること	・授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） ・教育課程連携協議会の設置・運用に関する規定及び開催実績・内容が確認できる資料		
【分析項目6-3-6】 連携法曹基礎課程を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されていること	・連携法科大学院の入学者に求められる基礎的な学識及び能力を修得させるために必要な教育を行うための連携法曹基礎課程における教育課程の編成が確認できる資料等（その他の連携法科大学院における教育と連携法曹基礎課程における教育との円滑な接続を図るために必要な措置も含む。） ・連携法曹基礎課程における成績評価の基準 ・連携法曹基礎課程における教育の実施のために必要な連携法科大学院を設置する大学の協力に関する事項が分かる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-3-2】放送授業の制作における授業評価結果の活用について、評価結果が学内で公表され次第、制作部内でプロデューサーに情報共有し参考にするように呼びかけている。制作部プロデューサーは印刷教材も参考にしながら、わかりやすい構成、また公共放送として適切な内容・表現等の観点から講師と協議して制作を進め、授業内容の水準については、シラバス作成及び印刷教材執筆を担当した講師に活用が委ねられている。 また、放送授業の印刷教材を作成する段階（初校原稿）で、関連分野を専門とする学習センター所長及び客員教員からその内容等に関して助言、提言等をいただき、主任講師が適宜活用することで印刷教材の質を維持・向上を目指す「印刷教材フレンドリーアドバイス」を実施している。 科目企画段階での参考事例としては、情報コースにおいて、コース主任、教務委員会委員2名、各領域から1名ずつで構成された「科目グループ」というコース内のチームを設け、コース内教員から提案された科目制作提案の資料を確認し改訂を促したり、コース全体のバランスをチェックして新規科目を検討したりしている。			
【分析項目6-3-2】2025（令和7）年度第1学期シラバスから、各科目に事前学修及び事後学修の内容を盛り込むことについて決定した。 また、2024（令和6）年度第2学期の開設科目については、各科目のシラバスへの記載は困難であるため、事前学修及び事後学修についての考え方を、Webサイトを通じて学生に周知済である。 <放送大学Webサイト 事前・事後学習について> https://www.ouj.ac.jp/news/2024/information/5-26.html			
【分析項目6-3-4】放送大学機関リポジトリ（まなびお）上での公開を行い、オンラインジャーナルの存在を学外へ広く周知するとともに、教員による大学院生、卒業生に対してオンラインジャーナルへの投稿を促進している。			
【分析項目6-3-4】専任教員は、月1回程度、研究指導を対面又はメディアを利用して実施している。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	
[分析項目6-4-1] 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 授業期間授業回数カレンダー (2024年度第1学期)		再掲
	6-4-1-(00)-02 授業期間授業回数カレンダー (2024年度第2学期)		再掲
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p10~p13	再掲
	6-4-1-(02)-01 2024年度教務スケジュール及び学生募集スケジュール(修士)		
	6-4-1-(02)-02 2024年度教務スケジュール及び学生募集スケジュール(博士後期課程)		
[分析項目6-4-2] 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果を上げていること	・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)		
	6-4-1-(00)-01 授業期間授業回数カレンダー (2024年度第1学期)		再掲
	6-4-1-(00)-02 授業期間授業回数カレンダー (2024年度第2学期)		再掲
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p10~p13	再掲
	6-4-1-(02)-01 2024年度教務スケジュール及び学生募集スケジュール(修士)		再掲
	6-4-1-(02)-02 2024年度教務スケジュール及び学生募集スケジュール(博士後期課程)		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-(02)-01 シラバス情報 (2024年度第1学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他)		再掲
	6-3-2-(02)-02 シラバス情報 (2024年度第2学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他)		再掲
	6-3-2-(02)-03 シラバス情報 (2024年度第1学期オンライン授業)		再掲
	6-3-2-(02)-04 シラバス情報 (2024年度第2学期オンライン授業)		再掲
[分析項目6-4-3] 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること	・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料		
	6-4-3-(02)-01 大学院修士課程授業科目案内 (2024年度第1学期)		
	6-4-3-(02)-02 大学院博士後期課程授業科目案内 (2024年度第1学期)		
	6-3-2-(02)-01 シラバス情報 (2024年度第1学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他)		再掲
	6-3-2-(02)-02 シラバス情報 (2024年度第2学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他)		再掲
	6-3-2-(02)-03 シラバス情報 (2024年度第1学期オンライン授業)		再掲
	6-3-2-(02)-04 シラバス情報 (2024年度第2学期オンライン授業)		再掲
	6-4-3-(00)-02 放送大学オンライン授業ガイドライン	7	再掲
	6-4-3-(00)-01 放送大学オンライン授業 交流フォーラム・ディスカッションの利用にあたって		再掲
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p104~p108	再掲

[分析項目6-4-4] 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること	・教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4）		
	6-4-4 教育上主要と認める授業科目		再掲
	・シラバス		
	6-3-2-(02)-01 シラバス情報（2024年度第1学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他）		再掲
	6-3-2-(02)-02 シラバス情報（2024年度第2学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他）		再掲
	6-3-2-(02)-03 シラバス情報（2024年度第1学期オンライン授業）		再掲
	6-3-2-(02)-04 シラバス情報（2024年度第2学期オンライン授業）		再掲
[分析項目6-4-5] 専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を設けていること	・CAP制に関する規定		
[分析項目6-4-6] 大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること	・大学院学則		
[分析項目6-4-7] 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること	・薬学実務実習に必要な施設の状況及び実習の実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-8] 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること	・連携協力校との連携状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-9] 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること	・実施している配慮が確認できる資料		

[分析項目6-4-10] 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること	・授業の実施方法（同時性・非同時性、双方向性・非双方向性）について確認できる資料（シラバス、履修要項、教材等の該当箇所）		
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p41～p55	再掲
	6-3-2-(02)-01 シラバス情報（2024年度第1学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他）		再掲
	6-3-2-(02)-02 シラバス情報（2024年度第2学期放送授業、面接授業、面接またはメディアを利用して行う授業、その他）		再掲
	6-3-2-(02)-03 シラバス情報（2024年度第1学期オンライン授業）		再掲
	6-3-2-(02)-04 シラバス情報（2024年度第2学期オンライン授業）		再掲
	6-3-4-(02)-10 「研究指導」履修の手引（修士全生） 2024年度入学者用	p13～p14	再掲
	6-3-4-(02)-11 2024年度大学院博士後期課程履修の手引き	p6～p7	再掲
	・添削等による指導、質問の受付、チューターの利用、学生間のコミュニケーション等、対面授業と同等以上の教育効果を確保するための方法について確認できる資料		
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p63～p79、p104～p108、p109～p112	再掲
	6-4-10-(00)-04 2023年度第1学期以降の学生指導及び審査の実施に当たっての基本方針		再掲
	6-4-3-(00)-01 放送大学オンライン授業 交流フォーラム・ディスカッションの利用にあたって		再掲
	6-4-3-(00)-02 放送大学オンライン授業ガイドライン	4～8、10～12	再掲
	6-4-10-(00)-02 学部・大学院における研究指導及び審査等の実施方法について		再掲
	6-4-10-(00)-03 教務情報システム 操作マニュアル 3. 授業サポート編〈学生向け〉		再掲
	・電話・郵便・電子メール等による教育相談、助言体制及びそれらを周知する資料、ウェブサイトによる情報提供等の実施体制及び実施状況が確認できる資料		
[分析項目6-4-11] 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p125～p129	再掲
	・教育相談、助言の利用実績が確認できる資料		
	6-4-10-(00)-01 2023年度学生サポートセンター（総合受付）対応状況		再掲
	・法令に則した授業を行う学生数に関して、規定や申合せ等組織として決定していることが確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-4-3】放送大学では、遠隔教育の修学をサポートするため、学生に対して各種情報システムのサービスを提供している。特に、インターネット上で提供する「システムWAKABA（教務情報システム）」は、各学生の履修状況やシラバスの閲覧、各種手続き、学内連絡等に使用され、本学での修学に不可欠となっている（4-2-1-02参照）。また、オンライン科目の履修においては、科目ごとのLMS上に学生同士の意見交換の場として「交流フォーラム」を、また、授業における意見投稿や成果物を投稿する場として「ディスカッション」を設置している（6-4-3-(00)-01参照）。			
【分析項目6-4-4】本学の専任の教授又は准教授が担当する科目数については、様々な分野の授業科目を展開していること、本学の科目は制作に約3年かかりまた複数年に渡って科目が開設するため、同一年度内に専任教員が制作できる科目数には制限があること、科目開講時は本学専任教員であったが、退官により客員教員として継続して授業を担当する教員が一定数いることなどの現状から、記載の数字となっていることが考えられる。 なお、担当教員が客員教員のための科目でも、必ず全科目に本学の専任教員が担当専任教員として付き対応しているため、教育の質には問題ないと考えている。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【分析項目6-4-3】 大学院修士課程で、修了に必要な単位を修得するための授業科目とは別に、論文作成のための研究指導が行われていることが、規則やシラバスの上から明らかになるように放送大学大学院学則の関連条項を改めた。（令和6年6月） 今後は、関連規程等について所要の改正を進めていく。募集要項や学生への履修の手引きへの反映等を行うなどして、令和8年度以降の入学生から適用する。	6-4-3-(02)-03_放送大学大学院学則（2024年6月19日改正）		第28条、第38条
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。			
■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-5 学位授与方針に則して、適切な履修指導、支援が行われていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-5-1] 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること	・履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1）		
	6-5-1 履修指導の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、履修指導の体制が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-02 他の大学院又は研究所等における研究指導等委託にかかる申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-11 2024年度大学院博士後期課程履修の手引き		再掲
	6-5-1-(00)-01 通信指導問題作成マニュアル【2023年8月版】		再掲
	6-5-1-(00)-02 Webサイト写し「質問箱」の利用について		再掲
	6-3-1-(02)-03 大学院修士課程科目系統図		再掲
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の葉 大学院文化科学研究科 2024年度	p14～p15、p17、 p34～p40、p53～ p54、p63～p79、 p133～p135	再掲
[分析項目6-5-2] 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること	6-5-1-(00)-03 2023年度第2学期・2024年度第1学期入学者の集い開催日等一覧		再掲
	・学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2）		
	6-5-2 学習相談の実施状況		再掲
	・通信教育を行う課程を置いている場合は、学習相談の体制が確認できる資料		
	4-1-1-01 放送大学学習センター規程	第3条、第4条	再掲
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の葉 大学院文化科学研究科 2024年度	p78～p79	再掲
	6-5-2-(00)-01 質問受付状況		再掲
	6-5-2-(00)-02 2024年度客員教員（学習センター所属）配置状況		再掲
	6-3-4-(02)-06 大学院博士全科生の研究指導の取扱いについて		再掲
[分析項目6-5-3] 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること	6-5-2-(02)-01 大学院研究指導に係る相談者への対応について（申合せ）		
	・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3）		
	6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組		再掲
	・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣実績等）		

【分析項目6-5-4】 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること	・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4）		
	6-5-4 履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況		再掲
	・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料		
	・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所		
	・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料		
	4-2-4-01 放送大学学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領	第8条、別紙第2	再掲
	1-3-3-05 放送大学障害学生支援に関する委員会規程	第2条、第3条、第9条	再掲
	4-2-4-02 放送大学障がいに関する学生支援相談室規程	第2条、第3条	再掲
	6-5-4-(00)-01 Webサイト「障がいのある方への修学支援」		再掲
	6-5-4-(02)-02 障がいのある者の受験上・修学上の特別措置申請数		
	6-5-4-(02)-03 障がいのある者の在学状況（2023年度 大学院）		
	6-5-4-(02)-01 2023年度大学院字幕付与一覧		
【分析項目6-5-5】 正規学生が海外で学習する機会を提供し、有効に活用されていること（より望ましい取組として分析）	・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料		
	・学習支援の利用実績が確認できる資料		
	6-5-4-(00)-02 音声・点字による単位認定試験出題科目数及び受験者数等（2023年度）		再掲
【分析項目6-5-5】 国内学生海外派遣実績（別紙様式6-5-5）			
【特記事項】 ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 【分析項目6-5-1】学習センターにおける履修に関する学生相談は、各学習センターが相談日を設けて客員教員が対応している。 【分析項目6-5-4】授業の講義映像の字幕付与について、オンライン科目はすべての科目に字幕を付与している。 ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】 各都道府県に1つ以上置く形で、全国50か所の学習センターと7つのサテライトスペースを設置し、学習上の各種相談を、学生にとって身近な場所で行う拠点として活用している。さらに、障害のある学生についても学習センターにおいて面談等を行ったうえで受け入れている。			
【改善を要する事項】			

基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-6-1] 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること	・成績評価基準		
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第30条、第31条	再掲
	6-4-3-(00)-02 放送大学オンライン授業ガイドライン	9	再掲
	6-6-1-(00)-01 放送大学及び放送大学大学院における成績評価の基準に関する申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-02 他の大学院又は研究所等における研究指導等委託にかかる申合せ		再掲
[分析項目6-6-2] 成績評価基準を学生に周知していること	6-3-4-(02)-11 2024年度大学院博士後期課程履修の手引き	p24～p25	再掲
	・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所		
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p41～p49、p63～p77	再掲
	6-6-2-(00)-01 オンライン授業システム利用者マニュアル	p36	再掲
	6-6-2-(00)-02 Webサイト写し 成績評価の基準について		再掲
[分析項目6-6-3] 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること	6-6-2-(02)-01 Webサイト写し 単位の認定基準（大学院修士課程）		
	6-6-2-(02)-02 Webサイト写し 単位の認定基準（大学院博士後期課程）		
	・成績評価の分布表		
	6-6-3-(00)-01 単位認定試験問題の難易度に関するガイドラインについて		再掲
	6-6-3-(00)-02 2023年度第1学期単位認定試験受験状況について【学部・大学院】		再掲
	6-6-3-(02)-01 2023年度第1学期単位認定試験科目別得点分布表【大学院】〔取扱注意〕	抜粋	
	6-6-3-(00)-03 2023年度第2学期単位認定試験受験状況について【学部・大学院】		再掲
	6-6-3-(02)-02 2023年度第2学期単位認定試験科目別得点分布表【大学院】〔取扱注意〕	抜粋	
	6-6-3-(00)-04 2023年度第1学期オンライン授業の単位認定状況について		再掲
	6-6-3-(00)-05 2023年度第1学期オンライン授業科目別得点分布表【学部・大学院】〔取扱注意〕	抜粋	再掲
	6-6-3-(00)-06 2023年度第2学期オンライン授業の単位認定状況について		再掲
	6-6-3-(00)-07 2023年度第2学期オンライン授業科目別得点分布表【学部・大学院】〔取扱注意〕	抜粋	再掲
	6-6-3-(02)-03 2023年度修士論文評価について		
	6-6-3-(02)-04 大学院の学位論文等成績分布表【2019～2023年度】		
	・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料		
	6-6-3-(00)-09 放送大学教務委員会規程	第2条第5号	再掲
	6-6-3-(00)-08 教務委員会議事概要	教務委員会（2023年度第5回）審議事項1、 教務委員会（2023年度第12回）審議事項12、16	再掲
	・GPA制度の目的と実施状況について分かる資料		
	・（個人指導等が中心となる科目の場合）成績評価の客観性を担保するための措置について分かる資料		
	6-6-3-(02)-05 個人指導科目の成績評価にかかる規程等		

【分析項目6－6－4】 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること	・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料		
	6-6-4-(00)-03_成績評価に対する異議申立ての取扱いに関する申合せ		再掲
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の葉 大学院文化科学研究科 2024年度	p74～p75	再掲
	6-6-4-(00)-01 システムWAKABA「質問箱」のご利用について		再掲
	6-6-4-(00)-02 【オンライン授業】成績通知等について		再掲
	・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ		
	6-6-4-(00)-04_2023年度第1学期単位認定試験問題に対する疑義一覧（学部・大学院）		再掲
	6-6-4-(00)-05_2023年度第2学期単位認定試験問題に対する疑義一覧（学部・大学院）		再掲
	6-6-4-(00)-06_2023年度第1学期放送授業の単位認定試験の成績変更について		再掲
	6-6-4-(00)-07_2023年度第2学期放送授業の単位認定試験の成績変更について		再掲
【特記事項】	・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）を保存することを定めている規定類		
	6-6-4-(00)-08_放送大学学園法人文書管理規程	別表第1	再掲
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6－6－2】成績評価基準に関して明確化するため、2024年度より新たに「6-6-1-(00)-01 放送大学及び放送大学大学院における成績評価の基準に関する申合せ」を制定したところであり、この内容に関しては、2025年度までには教務情報システムやウェブサイト、各種冊子等を順次修正・掲載し学生への周知を行う予定である。			
【分析項目6－6－4】単位認定試験に関しては、従来、過去問題及び解答を公表するとともに試験問題に対する疑義を受け付けることで成績評価に関する透明性を確保してきたが、2024年度より新たに成績評価に対する異議申立て制度も整備することとなった。したがって、異議申立て制度に関しては現時点でデータ等は存在していないが、今後学生への周知と運用を行っていく予定である。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ■ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
【分析項目6-7-1】 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること	・卒業又は修了の要件を定めた規定		
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第39条、第40条	再掲
	・卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業（修了）判定の手順が確認できる資料		
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第39条	再掲
	6-7-1-(00)-01 教務委員会（2023年度第5回）議事概要	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-02 教務委員会（2023年度第12回）議事概要	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-03 放送大学教授会(2023年度第5回) 議事要旨	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-04 放送大学教授会(2023年度第10回) 議事要旨	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-05 2023年度第1学期・第2学期の卒業・修了判定について		再掲
	・学位論文（課題研究）の審査に係る手続き及び評価の基準		
【分析項目6-7-2】 大学院課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準（以下「学位論文評価基準」という。）を組織として策定していること	6-3-4-(02)-01 大学院修士全科生の研究指導の取扱いについて	第9	再掲
	6-3-4-(02)-02 他の大学院又は研究所等における研究指導等委託にかかる申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-03 修士論文等及び博士予備論文の提出資格について(申合せ)	第1～第2	再掲
	6-3-4-(02)-04 修士論文等の審査等の取扱いについて	第4～第9	再掲
	6-3-4-(02)-05 修士論文評価基準		再掲
	6-3-4-(02)-06 大学院博士全科生の研究指導の取扱いについて	第9	再掲
	6-3-4-(02)-07 博士予備論文及び博士論文の審査並びに試験並びに博士論文の公表の取扱いについて	第5～第10、第15～第23	再掲
	6-3-4-(02)-08 博士予備論文の提出資格に関する申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-09 博士予備論文及び博士論文評価基準		再掲
	・修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料		
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第39条	再掲
	6-3-4-(02)-01 大学院修士全科生の研究指導の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-02 他の大学院又は研究所等における研究指導等委託にかかる申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-03 修士論文等及び博士予備論文の提出資格について(申合せ)		再掲
	6-3-4-(02)-04 修士論文等の審査等の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-05 修士論文評価基準		再掲
	6-3-4-(02)-06 大学院博士全科生の研究指導の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-07 博士予備論文及び博士論文の審査並びに試験並びに博士論文の公表の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-08 博士予備論文の提出資格に関する申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-09 博士予備論文及び博士論文評価基準		再掲

[分析項目6-7-3] 策定した卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）を学生に周知していること	・卒業（修了）要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所		
	6-3-4-(02)-10 「研究指導」履修の手引（修士全本科生）2024年度入学者用	p44	再掲
	6-3-4-(02)-11 2024年度大学院博士後期課程履修の手引き	p1、p28	再掲
	4-2-1-02 放送大学 学生生活の栞 大学院文化科学研究科 2024年度	p22～p23	再掲
	6-7-3-(02)-01 Webサイト写し 修了認定基準（大学院修士課程）		
	6-7-3-(02)-02 Webサイト写し 修士論文に係る評価基準		
	6-7-3-(02)-03 Webサイト写し 博士論文に係る評価基準等		
	6-7-3-(02)-04 Webサイト写し 修了認定基準（大学院博士後期課程）		
[分析項目6-7-4] 卒業又は修了の認定を、卒業（修了）要件（学位論文評価基準を含む。）に則して組織的に実施していること	・教授会等での審議状況等の資料		
	1-3-1-03 放送大学大学院学則	第38条	再掲
	6-1-1-(00)-01 放送大学学位規程	第3条	再掲
	6-7-1-(00)-01 教務委員会（2023年度第5回）議事概要	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-02 教務委員会（2023年度第12回）議事概要	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-03 放送大学教授会(2023年度第5回) 議事要旨	マーカ一部分	再掲
	6-7-1-(00)-04 放送大学教授会(2023年度第10回) 議事要旨	マーカ一部分	再掲
	1-3-2-06 教授会から各種委員会に議決を委任する審議事項についての申合せ		再掲
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る評価基準、審査手続き等		
	6-3-4-(02)-01 大学院修士全本科生の研究指導の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-02 他の大学院又は研究所等における研究指導等委託にかかる申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-03 修士論文等及び博士予備論文の提出資格について(申合せ)		再掲
	6-3-4-(02)-04 修士論文等の審査等の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-05 修士論文評価基準		再掲
	6-3-4-(02)-07 博士予備論文及び博士論文の審査並びに試験並びに博士論文の公表の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-08 博士予備論文の提出資格に関する申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-09 博士予備論文及び博士論文評価基準		再掲
	6-7-4-(02)-01 2023年度修士全本科生修了者決定までのスケジュールについて		
	6-7-4-(02)-02 2023年度博士後期課程の修了スケジュール		
	〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉		
	・学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料		
	6-3-4-(02)-01 大学院修士全本科生の研究指導の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-02 他の大学院又は研究所等における研究指導等委託にかかる申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-03 修士論文等及び博士予備論文の提出資格について(申合せ)		再掲
	6-3-4-(02)-04 修士論文等の審査等の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-05 修士論文評価基準		再掲
	6-3-4-(02)-06 大学院博士全本科生の研究指導の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-07 博士予備論文及び博士論文の審査並びに試験並びに博士論文の公表の取扱いについて		再掲
	6-3-4-(02)-08 博士予備論文の提出資格に関する申合せ		再掲
	6-3-4-(02)-09 博士予備論文及び博士論文評価基準		再掲

【分析項目6-7-5】 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること	・法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること			
分析項目	分析項目に係る別紙様式、根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目6-8-1] 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・標準修業年限内の卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1 標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率		再掲
	・資格の取得者数が確認できる資料		
	6-8-1-(00)-01 資格取得等の状況について		再掲
	6-8-1-(02)-01 臨床心理士受験状況		
	・論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料		
[分析項目6-8-2] 就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則した状況にあること	・就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2） 主な進学/就職先（起業者も含む。） 6-8-2 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況		再掲
	・学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL）		
	・卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等）		
	6-8-2-(00)-01 卒業・修了生の活躍記事 6-8-2-(00)-02 卒業・修了者の進路（内定）等状況調査報告について（2019～2023年度）		再掲
[分析項目6-8-3] 卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-(02)-01 学内ウェブマガジン（ON AIR Web）の修了生紹介ページ（文化科学研究科）		
	6-8-3-(02)-02 学習センター作成機関誌 修了生コメント		
	6-8-3-(00)-01 卒業生・修了生へのアンケート調査結果		再掲
[分析項目6-8-4] 卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-(02)-01 プログラム紹介（大学院案内）修了生メッセージ		
[分析項目6-8-5] 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること	・就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-(00)-01 2023年度教養学部卒業生・修士課程修了生の勤務先・就職先へのアンケート		再掲
[分析項目6-8-6] 教育の国際化の優れた取組により、その取組の目的に則した学習成果の向上が図られていること（より望ましい取組として分析）	・教育の国際化の取組の概要及びその結果が確認できる資料		

【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
【分析項目6-8-1】学生の表彰について、本学では「学生表彰規程」及び「学生表彰細則」を定め、学術研究活動や課外活動等における顕著な業績等を表彰することとしているが、学生表彰細則に基づく表彰者の実績はない。また、論文の採択状況や学会等における受賞の実績は把握していない。			
【分析項目6-8-2】本学の学生の多くが有職者であることから、卒業後に新たに就職する者の比率は低い傾向にある。また、学校基本調査の該当資料については、本学が通信制であることから提出対象となっていないため、該当なしとする。			
【分析項目6-8-5】本学の学生は、生涯学習を目的とした方や有職者が多く年代も幅広であること、また、本学は卒業生・修了生への就活支援を行っていないことから、多くの通学制大学が実施している会社説明会等も開催せず企業等との連携関係が構築されていない状況である。2023年度には、本学の教育効果及び影響を調査するため全国の学習センターを通じて企業・組織等関係者へのアンケートを実施したが、大学院の修了生の勤務・就職先からの回答は得られなかった。今後、当分の間は2～3年に一度のアンケートを実施しながら、意見聴取の方法や時期等の改良を検討していく。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 ☒ 当該基準を満たす			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			